

## 先行（県内市）自治基本条例における「市政運営」の規定内容

### ■ 川崎市自治基本条例（平成 16 年 12 月 22 日 条例第 60 号）

#### 第 2 款 行政運営等

（行政運営の基本等）

第 15 条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

- (1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
- (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
- (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。
- (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
- (5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
- (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限り、）又は当該出資法人（市長が所管するものを除き、）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

（財政運営等）

第 16 条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第 17 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第 15 条第 1 項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第 18 条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

## ■ 平塚市自治基本条例(平成 18 年 10 月 1 日 条例第 32 号)

### 第 6 章 行政運営

#### (総合計画等)

第 19 条 市は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市の執行機関は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

3 市の執行機関は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

#### (法令解釈等)

第 20 条 市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重して、法令を解釈し、運用するよう努めます。

2 市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重して、条例を策定し、規則その他の規程を制定し、改廃します。

#### (財政運営)

第 21 条 市の執行機関は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、次に掲げるところにより、中長期的な展望に立った財政運営を行います。

- (1) 適切な収入を確保するとともに、効率的かつ効果的な執行を行います。
- (2) 総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、予算を編成します。
- (3) 予算の編成及び執行並びに決算に関する情報をわかりやすく公表します。
- (4) 市の保有する財産を適正に管理し、効率的かつ効果的に運用します。

#### (市民の意見等に対する手続)

第 22 条 市の執行機関は、パブリックコメント手続(まちづくりに関する重要な政策等の策定等に当たり、事前にその案を市民に公表し、市民の意見を募り、当該意見及び当該意見に対する考え方等を公表する手続をいいます。)、意識調査等の方法により、市民が意見を表明し、提案をする権利を保障します。

2 市の執行機関は、行政処分、行政指導(これらの基準等を定める行為を含みます。)及び届出に関する手続について、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

3 市の執行機関は、市民の意見、不服申立て等に対して、迅速かつ適切に対応します。

(コミュニティの支援)

第 23 条 市の執行機関は、まちづくりの担い手として、コミュニティを支援します。

(附属機関)

第 24 条 市の執行機関は、次に掲げるところにより、審議会、審査会、調査会その他の附属機関(以下「附属機関」といいます。)の運営に当たります。

(1) 附属機関の構成員は、公募による市民を含めるよう努めます。

(2) 附属機関の会議は、正当な理由のない限り市民に公開します。

2 附属機関は、必要に応じて市民の意見を求めることができます。

(行政評価)

第 25 条 市の執行機関は、数値を用いる等客観的な行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表します。

2 行政評価の結果は、行政運営に適切に反映します。

## ■ 海老名市自治基本条例(平成 19 年 9 月 28 日 条例第 21 号)

### 第 6 章 行財政の制度と運用

#### (総合計画)

第 16 条 行政は、市民と協働して長期的かつ総合的な計画(以下「総合計画」といいます。)を定め、それに基づく行政運営を行わなければなりません。

2 前項の計画を推進するに当たり、行政は、その内容及び進捗状況を市民に公表し、わかりやすく説明しなければなりません。

#### (財政運営)

第 17 条 行政は、総合計画に基づき、財源を効率的かつ効果的に活用し、財政の健全性の確保に努めなければなりません。

2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明しなければなりません。

#### (行政評価)

第 18 条 行政は、総合計画に基づく事業の成果を測定するための行政評価を実施し、その結果を市民に公表しなければなりません。

2 行政は、前項に規定する行政評価に関する結果を、事業の推進、見直し等市政運営に反映していくよう努めなければなりません。

#### (行政手続)

第 19 条 行政は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、適正な行政手続を確保するよう努めなければなりません。

#### (市民参加)

第 20 条 行政は、市民の市政に参加する権利を保障し、多様な市民参加制度を講じなければなりません。

#### (住民投票)

第 21 条 市長は、市政の特に重要な事項について広く市民の意向を把握する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に規定する直接請求に準じ、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

- 3 市議会及び行政は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 4 第1項及び第2項に規定する住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めなければなりません。

(安全確保)

- 第22条 行政は、緊急の事態等から市民の生命、身体及び財産の安全性を確保するための体制の整備に努めなければなりません。
- 2 市民は、緊急の事態等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、互いに協力し、助け合うよう努めなければなりません。

## ■ 小田原市自治基本条例(平成 23 年 3 月 31 日 条例第 1 号)

※市政(行政)運営の章立てなし

(まちづくりに必要な情報等の共有及び活用)

第 14 条 市民及び市は、まちづくりの取組を効果的かつ継続的に進めるため、まちづくりに必要な情報、知識、技能等を適宜、適切な方法により相互に提供し、共有し、及び活用するよう努めるものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第 15 条 地域活動を行うもの及び市民活動を行うものは、その活動のために個人に関する情報を取り扱うときは、適正に取り扱わなければならない。

2 市民及び市の執行機関は、地域活動を行うもの又は市民活動を行うものに対して、市民が自己を本人とする個人に関する情報を安心して提供することができる環境を醸成するよう努めるものとする。

(市政参加)

第 16 条 市の執行機関は、政策の立案、実施等に係る過程に市民が関与すること(以下「市政参加」という。)ができる機会を拡充するよう努めなければならない。

2 市の執行機関は、事案の内容及び性質に応じた市政参加の仕組みの開発並びにより多くの市民の市政参加が可能となる仕組みの工夫に努めるものとする。

(住民投票)

第 17 条 市は、市政の重要な課題に関する情報を住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。以下この条において同じ。)に対して適切に提供し、住民の意見を把握した上で十分な検討をしてもなお直接住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことができる。

2 住民投票を行うときは、市の執行機関は、前項の課題について住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供しなければならない。

3 住民投票に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。

## ■ 茅ヶ崎市自治基本条例(平成 21 年 12 月 18 日 条例第 35 号)

### 第 5 章 市政運営

#### 第 1 節 市政運営の基本原則

第 12 条 市政は、第 4 条に規定する自治の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本原則として運営されなければならない。

- (1) 市政は、市民への説明の下に運営されること。
- (2) 市政は、市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
- (3) 市政は、市民の参加の下に運営されること。

#### 第 2 節 市政運営に関する諸制度

(説明責任)

第 13 条 市は、市政に関する事項について、市民に説明するものとする説明しなければならない。

2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。(平 26 条例 2・一部改正)

(情報共有)

第 14 条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めること。
- (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

(情報の管理等)

第 15 条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。

2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努める保つとともに、常に利用が可能な状態にしておくよう努めなければおかななければならない。(平 26 条例 2・一部改正)

(市民参加)

第 16 条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。)のための多様な方法を整備しなければならない。

2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。

4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(政策法務等)

第 17 条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を適切に制定し、又は改廃するものとする改廃しなければならない。

2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。(平 26 条例 2・一部改正)

(総合計画等)

第 18 条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。

2 総合計画は、次条第 3 項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。

5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

(財政運営等)

第 19 条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることにかんがみ鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。

2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。

3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第 1 項の評価の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。(平 26 条例 2・一部改正)

(行政評価)

第 20 条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。

3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。

4 市長は、第 1 項の評価の結果を公表しなければならない。

第 3 節 公正と信頼の原則

(行政手続)

第 21 条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならない。

(苦情等への対応)

第 22 条 市長等は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

(監査)

第 23 条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとする。

2 監査委員は、監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければならない。

(職員通報)

第24条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市は、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないよう適切な措置を講じなければならない。

## ■ 厚木市自治基本条例(平成 22 年 12 月 24 日 条例第 25 号)

### 第 7 章 行政運営

#### (行政運営の基本事項)

第 15 条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

#### (総合計画)

第 16 条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

#### (組織等)

第 17 条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

#### (行政評価)

第 18 条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価(行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。

以下同じ。)を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

#### (財政運営)

- 第 19 条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。
- 2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗ちよく状況を踏まえた予算編成を行うものとする。
  - 3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

(危機管理)

- 第 20 条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。
- 2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

(情報の公開等)

- 第 21 条 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。
- 2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

- 第 22 条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。
- 2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

(法令遵守)

- 第 23 条 市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

(法令の解釈等)

- 第 24 条 議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

(行政手続)

- 第 25 条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、

処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

(市民からの要望等への対処)

第 26 条 市長等は、市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答するものとする。

(行政処分等に対する不服への対処)

第 27 条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

## ■ 大和市自治基本条例(平成 16 年 10 月 7 日条例 第 16 号)

### 第 6 章 行政運営の原則

#### 第 1 節 総合計画

(総合計画)

第 17 条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第 26 条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。

#### 第 2 節 執行機関

(運営原則)

第 18 条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。

3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。

4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

(執行機関の組織)

第 19 条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものにななければならない。

(行政評価)

第 20 条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(説明責任)

第 21 条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。

(情報公開)

第 22 条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。

らない。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報の保護)

第 23 条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。

3 前 2 項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(行政手続)

第 24 条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(出資法人に対する指導等)

第 25 条 執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び助言を行うものとする。

### 第 3 節 財政

(財政の健全性の確保)

第 26 条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。

(財産管理)

第 27 条 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(財政状況等の公表)

第 28 条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

## ■ 南足柄市自治基本条例(平成 22 年 6 月 21 日条例 第 15 号)

### 第 6 章 行政運営

#### (行政運営の基本)

第 15 条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければなりません。

#### (総合計画)

第 16 条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定し、効果的かつ効率的に市の施策を推進しなければなりません。

2 総合計画のうち基本構想及び基本計画は、議会の議決を得なければなりません。

3 市長は、総合計画の進行管理を行い、その状況を分かりやすく公表しなければなりません。

#### (財政運営)

第 17 条 市長は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、予算、決算その他財務状況について、分かりやすく公表しなければなりません。

3 市長は、市が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人について予算、決算その他財務状況を、会計年度ごとに分かりやすく公表しなければなりません。

#### (監査)

第 18 条 監査は、行政運営の適法性及び妥当性のほか、効率性、経済性及び有効性の観点を踏まえて行うよう努めなければなりません。

#### (行政評価)

第 19 条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するとともに、行政の透明性を高めるため、行政評価を実施しなければなりません。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、施策等への反映に努めなければなりません。

#### (行政手続)

第20条 市長等は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導、届出等に関する手続を適正に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上に努めなければなりません。

(説明責任及び応答責任)

第21条 市長等は、政策の立案、実施及び評価の各過程において、市民に分かりやすく説明するとともに、市民からの意見及び質問に対し、迅速かつ適切に対応しなければなりません。

(パブリックコメント)

第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を策定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければなりません。

2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。

(情報公開)

第23条 市長等は、市政に関する情報を速やかに、かつ、分かりやすく公開し、又は提供しなければなりません。

(個人情報保護)

第24条 市長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。

(学習環境の整備)

第25条 市長等は、まちづくりについて市民自らが学び考えることができる環境づくりに努めなければなりません。

## ■ 綾瀬市自治基本条例(平成 22 年 3 月 25 日 条例第 3 号)

### 第 8 章 市政運営の原則

#### (市民提案)

第 14 条 市の執行機関は、市政について、市民が意見を表明し、提案する権利を保障します。

2 市の執行機関は、前項の規定による提案の概要及び検討結果の公表に努めるものとします。

#### (総合計画)

第 15 条 市の執行機関は、この条例の理念に基づき、市政運営の基本となる基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市の執行機関は、総合計画が社会情勢の変化に対応できるように、必要に応じ、見直しを行います。

#### (情報管理)

第 16 条 市の執行機関は、市政に関する情報を適切に管理し、個人に関する情報は、これを保護します。

#### (情報公開)

第 17 条 市の執行機関は、市政に関する情報を適正に公開し、及び提供します。

#### (説明責任)

第 18 条 市の執行機関は、市政に関する重要な事項について、市民に説明する責務を有します。

#### (財政運営)

第 19 条 市長は、財源確保を図り、規律を持ち、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

#### (行政手続)

第 20 条 市の執行機関は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、適正な行政手続の確保に努めます。